

埼玉東部消防組合は

「マイナ救急実証事業」を実施中です!

マイナ救急実証事業とは?

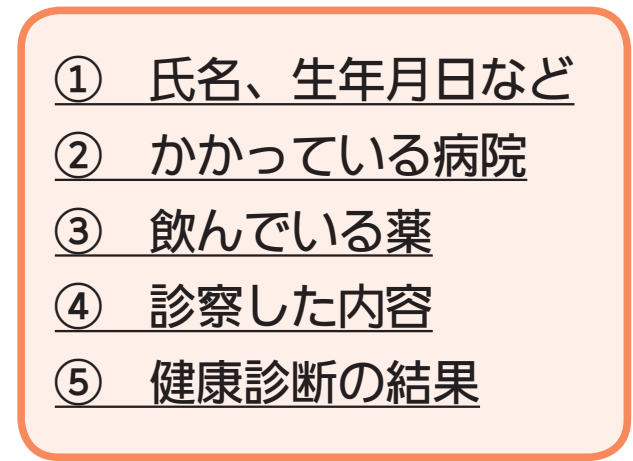
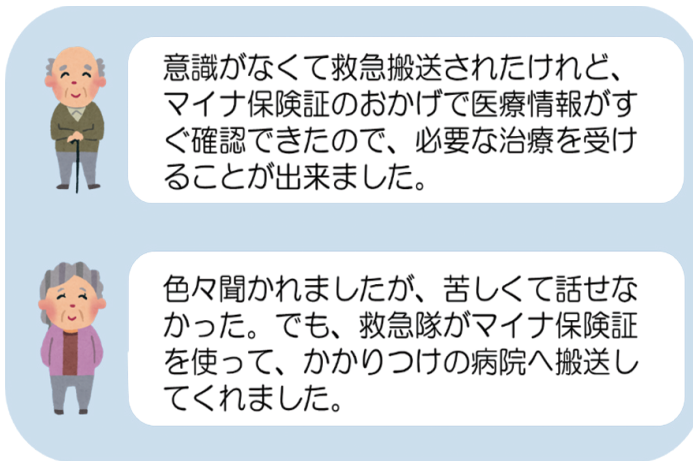
マイナ救急実証事業は、救急隊員が病気やけがをした人のマイナ保険証を使って、どこの病院にかかっているか、どんな薬を飲んでいるかなどの役立つ情報を取得し、スムーズな救急搬送を目指す取り組みです。

マイナ保険証を作るメリット



マイナ保険証活用例

マイナ保険証からわかること



普段からマイナ保険証の**携帯**をお願いします!

問合せ 埼玉東部消防組合消防局 救急課 ☎ 0480 (21) 0297

特定都市河川法の適用について

中川・綾瀬川流域(幸手市内全域)は、令和7年7月1日から特定都市河川浸水被害対策法が適用されることで、宅地等以外の土地で行う1,000㎡以上の**雨水浸透阻害行為**には、埼玉県の許可及び**雨水貯留浸透施設の設置**が必要になります。

Q&A

Q1: **雨水浸透阻害行為**とは?

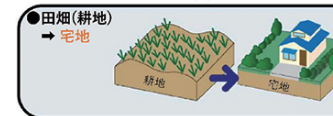
A. 土地の締固めや開発などにより雨水を染み込みにくくする行為

Q2: **雨水貯留浸透施設**とは?

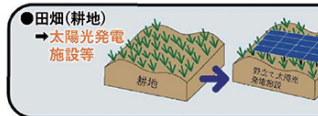
A. 雨水を一時的に貯留し、地下に浸透させる機能を持つ施設

【雨水浸透阻害行為の例】

1. 「宅地等以外の土地」を「宅地等」にするために土地の形質の変更



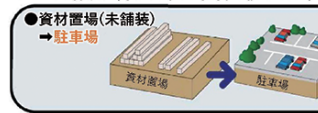
2. 「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置



3. ローラー等により土地を締め固める行為



4. 土地の舗装(不透水性の材料で覆うこと)



【雨水貯留浸透施設の例】



問合せ 埼玉県河川砂防課計画調査・流域治水担当 ☎ 048 (830) 5164

地域の力! 幸手市消防団!

令和7年4月12日(土)に幸手市消防団入団式及び辞令交付式が行われました。今年は合計13人が入団し、団員数は総勢154人となりました。また、辞令交付式では新団長のほか新役員が決定しました。



幸手市消防団では共に地域を守る仲間を募集しています!

性別を問わず、消防に興味がある、活動服を着てみたい、消防車に乗りたい、地域に貢献したいなど理由は何でも構いません! あなたの力が地域の力になります! 興味のある人はお気軽にお問い合わせください!



問合せ 暮らし防災課 ☎ (43) 1111 内線 584